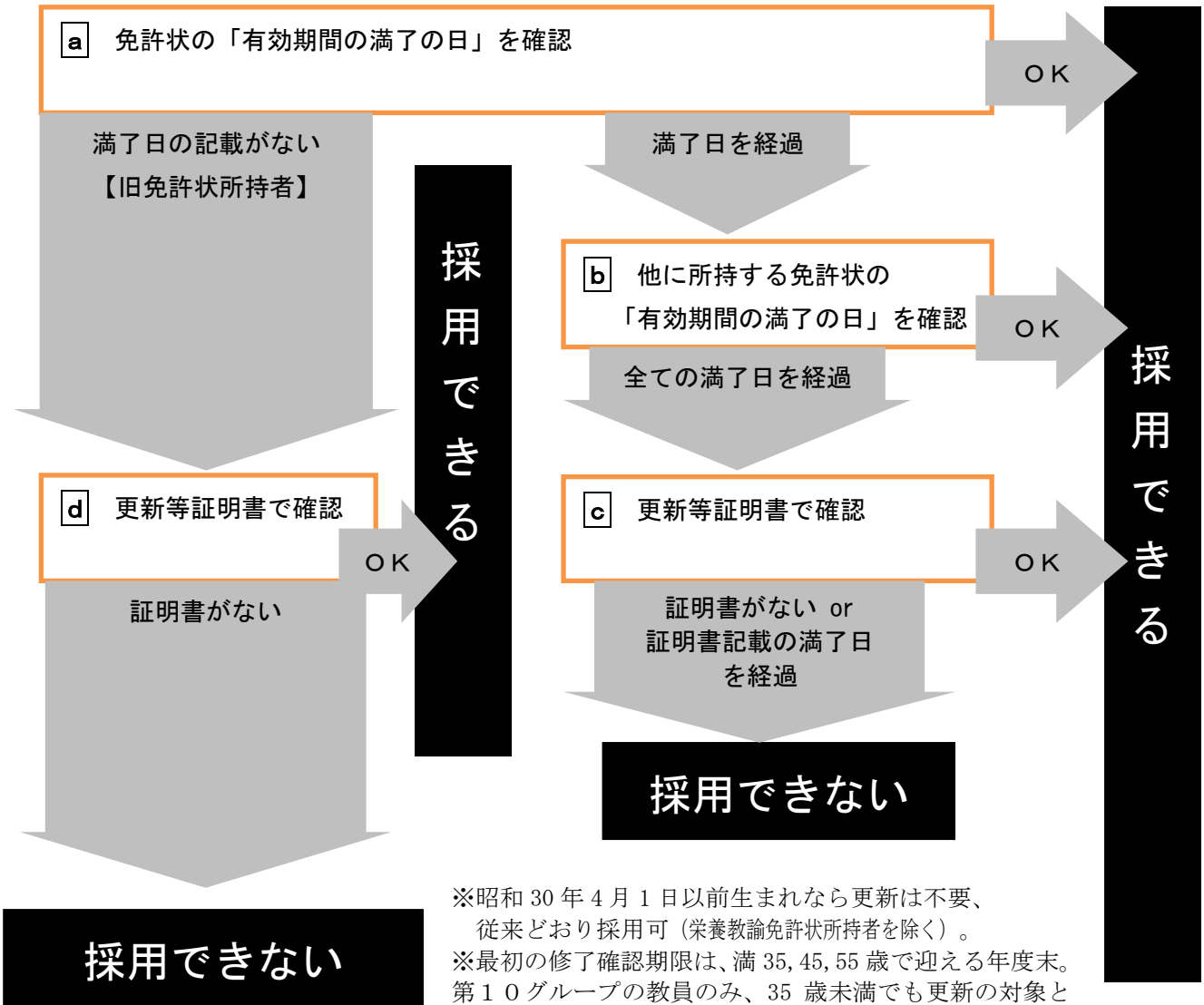


教諭・講師等の採用に当たっての教員免許更新制に関する確認方法（フロー図）
 （「確認」は必ず、教員免許状・更新等証明書の原本、または教員免許状授与証明書の原本による）



※昭和 30 年 4 月 1 日以前生まれなら更新は不要、
 従来どおり採用可（栄養教諭免許状所持者を除く）。
 ※最初の修了確認期限は、満 35, 45, 55 歳で迎える年度末。
 第 10 グループの教員のみ、35 歳未満でも更新の対象と
 なります。

【修了確認期限経過後の更新講習修了確認申請（期限後更新）について】

- ※ 修了確認期限の時点で教員でなかった者は、修了確認期限を経過しても教員免許状は失効していないが、期限経過後の教員免許状はいわば「休眠状態」となっているため、更新講習を受講のうえ、大阪府教委に対して期限後更新の申請（いわゆる教員免許状の効力の回復申請）が必要。
- ※ 大阪府教委では、その受付時に「教員免許状が失効した者でないことの宣誓書」に日付入りの受付印を押印したコピーを交付。（正式の証明書の送付は受付日から約 2～3 か月後になるため。）
- ※ 採用者の判断により、当該コピーに記載された「確認（予定）日」以降に採用することが可能。